

# 短期入所生活介護重要事項説明書

＜令和8年8月1日現在＞

## 1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-571-1230 (9時～18時まで)

担当 (主任生活相談員) 岩田 文子・(生活相談員) 山本 友紀恵

\* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

## 2 特別養護老人ホームふじさわ苑の概要 (施設要覧「パンフレット」を参照してください。)

(1) 提供できるサービスの種類 短期入所生活介護サービス及び付随するサービス

(2) 施設の名称及び所在地等

|            |                       |
|------------|-----------------------|
| 施設名称       | 特別養護老人ホームふじさわ苑        |
| 所在地        | 埼玉県深谷市人見2028番地3       |
| 介護保険指定番号   | 短期入所生活介護 (1174600120) |
| 通常の業務の実施地域 | 深谷市、大里郡寄居町            |

(3) 施設の職員体制

|                 | 常 勤 | 非常勤 | 業務内容                        | 合 計 |
|-----------------|-----|-----|-----------------------------|-----|
| 管理者             | 1名  | 名   | サービス管理全般                    | 1名  |
| 医師              | 名   | 1名  | 診察、健康管理等                    | 1名  |
| 生活相談員           | 2名  | 名   | 生活上の相談、関係機関との連絡調整、職員への技術指導等 | 2名  |
| 介護支援専門員<br>(兼務) | 1名  | 名   | サービス計画の立案・管理等               | 1名  |
| 看護職員            | 3名  | 名   | 医療、健康管理業務等                  | 3名  |
| 介護職員            | 18名 | 3名  | 日常介護業務等                     | 21名 |
| 管理栄養士           | 1名  | 名   | 献立作成、栄養管理等                  | 1名  |
| 調理員             | 5名  | 名   | 給食の調理                       | 5名  |
| 事務職員            | 2名  | 1名  | 一般事務・料金請求当                  | 3名  |
| その他             | 名   | 1名  | 介護補助                        | 1名  |

(4) 施設の設備の概要

|    |     |      |                 |       |    |
|----|-----|------|-----------------|-------|----|
| 定員 |     |      | 15名             | 静養室   | 1室 |
| 居室 | 従来型 | 4人部屋 | 2室              | 医務室   | 1室 |
|    |     | 2人部屋 | 1室              | 食堂    | 1室 |
|    |     | 個室   | 7室              | 機能訓練室 | 1室 |
|    |     | その他  | 人部屋 室           | 談話室   | 1室 |
| 浴室 |     |      | 一般浴槽と特殊浴槽があります。 |       |    |

## 3 サービス内容

① 食 事…朝食 8:00～ 8:30

昼食 12:00～12:30

夕食 18:00～18:30

以上の他、おやつ、湯茶等のサービスがあります。

原則、食堂においておとりいただきます。

② 入 浴…週に最低2回入浴していただけます。ただし、利用者の状態に応じ、入

浴介助または特別浴もしくは清拭となる場合があります。

- ③ 介護…ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。

着替え介助、排泄介助、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等

- ④ 機能訓練…必要に応じ訓練室等において機能回復訓練を行います。

- ⑤ 生活相談…常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

- ⑥ 緊急時の対応

…体調の変化等、緊急の場合は必要な措置を行うとともに、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

- ⑦ 安全管理…防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。

- ⑧ 療養食の提供

…当施設では、通常のメニューのほかに医療上必要な場合等のために療養食をご用意しております。詳しくは職員にお尋ねください。料金は別途かかります。

- ⑨ 所持品等の保管

…特別な事情がある所持品等についてはお預かりいたします。ただし、預けることのできる所持品等の種類や量等に制限があります。詳しくは、職員にお尋ねください。

- ⑩ レクリエーション

…日々のクラブ活動のほか、種々の行事が行われます。

行事によっては、別途費用がかかるものもございます。詳しくは、その都度ご説明のうえご承諾をいただきます。

- ⑪ その他のサービス

ア 希望食の提供…当施設では、通常のメニューのほかに希望食をご用意しております。料金は別途かかります。ご利用の際は前日までにお申出ください。

イ 理美容サービス…当施設では、理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。

ウ その他のサービス…介護保険以外のサービス等については、その都度お申し出を受けご相談させていただきます。サービスの内容によっては別途料金がかかります。

#### 4 利用料金

お支払いいただく料金の単価は、下記のとおりです。

##### ① 基本料金

〔施設利用料等〕

( )内は、2割・3割負担

| 区 分   | 併設短期入所<br>生活介護費<br>(Ⅱ) 多床室<br>(Ⅰ) 従来型<br>個室 | サービス提<br>供体制強化<br>加算 Ⅱ         | 短期生産性<br>向上推進<br>加算 Ⅱ          | 夜勤職員<br>配置加算<br>Ⅲ              | 介護職員等<br>処遇改善<br>加算 Ⅰロ           | 送迎加算<br>(片道)                |
|-------|---------------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|-----------------------------|
| 要介護 1 | 603 円<br>(1,206 円)<br>(1,809 円)             |                                |                                |                                |                                  |                             |
| 要介護 2 | 672 円<br>(1,344 円)<br>(2,016 円)             | 18 円/日<br>(36 円/日)<br>(54 円/日) | 10 円/月<br>(20 円/月)<br>(30 円/月) | 15 円/日<br>(30 円/日)<br>(45 円/日) | 所定の単位<br>数に 17.6%<br>を乗じた単<br>位数 | 184 円<br>(368 円)<br>(552 円) |

|       |                                 |  |  |  |  |  |
|-------|---------------------------------|--|--|--|--|--|
| 要介護 3 | 745 円<br>(1,490 円)<br>(2,235 円) |  |  |  |  |  |
| 要介護 4 | 815 円<br>(1,630 円)<br>(2,445 円) |  |  |  |  |  |
| 要介護 5 | 884 円<br>(1,768 円)<br>(2,652 円) |  |  |  |  |  |

\* サービス提供地域・・・深谷市、大里郡寄居町

\* 送迎に要する費用・・・通常の送迎の実施地域を超えた場合は、実費

② 地域区分      7 級地      10. 17 円

③ 食費・居住費

食 費…………朝食 320 円、昼食 650 円、おやつ 60 円、夕食 515 円

居住費…………多床室料金 915 円／個室料金 1,231 円

④ 喫茶参加費…1 回当たり      50 円

⑤ クラブ参加費…1 回当たり      100 円

⑥ その他…療養食、行政手続代行費用、行事参加費、希望食、理美容費等は、別途料金がかかります。

⑦ 利用の中止

ア) 利用開始前にご利用者のご都合によりサービスを中止する場合、当日 9 時まで  
に施設へ直接ご連絡をお願いします。

イ) 利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数をもとに計算  
します。

※以下の場合には、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

⑧ 支払方法

毎回、短期入所生活介護の終了後、請求書をお渡ししますので、15 日以内にお  
支払ください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

## 5 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用申込み

まずは、お電話等でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。ご利用の予約は、1 か月前からできま  
す。

「居宅サービス計画」の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

## (2) サービス利用契約の終了

### ① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

### ② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合……入所日の翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合……非該当となった日
- ・利用者がお亡くなりになった場合……死亡日の翌日

### ③ その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを15日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただきます。

なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

- ・利用者のやむを得ない事由により契約終了後の施設利用があったときは実費を請求します。

## 6 事故発生時の対応について

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村及び関係機関への連絡を行う等必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して取った措置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに講じます。

## 7 当施設のサービスの特徴等

### (1) 運営の方針

高齢者の人生の重みをしっかり受け止め、敬意を込めた介護を行います。

### (2) 施設での生活

- ・個々の趣味等の充実が図れるよう、クラブ活動・レクリエーションを行います。
- ・日常生活に密着したリハビリテーションを行います。
- ・常設喫茶の充実～くつろげる空間への配慮をします。

## 8 第三者による評価の実施状況

|               |       |        |                  |
|---------------|-------|--------|------------------|
| 第三者による評価の実施状況 | 1. あり | 実 施 日  |                  |
|               |       | 評価機関名称 |                  |
|               |       | 結果の開示  | 1. あり      2. なし |
|               | ②. なし |        |                  |

9 虐待防止に関する事項

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

10 緊急時の連絡先

|        |  |                    |
|--------|--|--------------------|
| 緊急連絡先① |  | 契約書別紙 1 の緊急連絡先①と同じ |
| 氏名     |  |                    |
| 住所     |  |                    |
| 電話番号   |  |                    |
| 続柄     |  |                    |
| 緊急連絡先② |  | 契約書別紙 1 の緊急連絡先②と同じ |
| 氏名     |  |                    |
| 住所     |  |                    |
| 電話番号   |  |                    |
| 続柄     |  |                    |

○相談、要望、苦情等の窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記までお申し出ください。

|            |                                                                                                                                                                                                    |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ☆サービス相談窓口☆ |                                                                                                                                                                                                    |
| 1          | <p>特別養護老人ホーム ふじさわ苑</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受付担当者 島崎 保</li> <li>・第三者委員 清水 利夫<br/>小林 三知子</li> </ul> <p>電話番号 048— 571 — 1230<br/>(受付時間 9時から18時)</p>                               |
| 2          | <p>市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大里広域市町村圏組合介護保険課<br/>電話番号 048— 501 — 1330</li> <li>・深谷市役所長寿福祉課<br/>電話番号 048— 574 — 8544</li> <li>・寄居町役場健康福祉課<br/>電話番号 048— 581 — 7718</li> </ul> |
| 3          | <p>埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課</p> <p>電話番号 048— 824 — 2568</p>                                                                                                                                            |

# 介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

＜令和8年8月1日現在＞

## 1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-571-1230 (9時～18時まで)

担当 (主任生活相談員) 岩田 文子・(生活相談員) 山本 友紀恵

\* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

## 2 特別養護老人ホームふじさわ苑の概要（施設要覧「パンフレット」を参照してください。

(1) 提供できるサービスの種類 介護予防短期入所生活介護サービス及び付随するサービス

(2) 施設の名称及び所在地等

|            |                          |
|------------|--------------------------|
| 施設名称       | 特別養護老人ホームふじさわ苑           |
| 所在地        | 埼玉県深谷市大字人見2028番地3        |
| 介護保険指定番号   | 介護予防短期入所生活介護（1174600120） |
| 通常の業務の実施地域 | 深谷市、大里郡寄居町               |

(3) 施設の職員体制

|                 | 常 勤 | 非常勤 | 業務内容                        | 合 計 |
|-----------------|-----|-----|-----------------------------|-----|
| 管理者             | 1名  | 名   | サービス管理全般                    | 1名  |
| 医師              | 名   | 1名  | 診察、健康管理等                    | 1名  |
| 生活相談員           | 2名  | 名   | 生活上の相談、関係機関との連絡調整、職員への技術指導等 | 2名  |
| 介護支援専門員<br>(兼務) | 1名  | 名   | サービス計画の立案・管理等               | 1名  |
| 看護職員            | 3名  | 名   | 医療、健康管理業務等                  | 3名  |
| 介護職員            | 18名 | 3名  | 日常介護業務等                     | 21名 |
| 管理栄養士           | 1名  | 名   | 献立作成、栄養管理等                  | 1名  |
| 調理員             | 5名  | 名   | 給食の調理                       | 5名  |
| 事務職員            | 2名  | 1名  | 一般事務・料金請求当                  | 3名  |
| その他             | 名   | 1名  | 介護補助                        | 1名  |

(4) 施設の設備の概要

|        |             |         |                 |       |     |
|--------|-------------|---------|-----------------|-------|-----|
| 定員     |             |         | 1 5 名           | 静養室   | 1 室 |
| 居<br>室 | 従<br>来<br>型 | 4 人 部 屋 | 2 室             | 医務室   | 1 室 |
|        |             | 2 人 部 屋 | 1 室             | 食堂    | 1 室 |
|        |             | 個 室     | 7 室             | 機能訓練室 | 1 室 |
|        |             | そ の 他   | 人部屋<br>室        | 談話室   | 1 室 |
| 浴室     |             |         | 一般浴槽と特殊浴槽があります。 |       |     |

## 3 サービス内容

① 食 事…朝食 8:00～ 8:30

昼食 12:00～12:00

夕食 18:00～18:30

以上の他、おやつ、湯茶等のサービスがあります。

原則、食堂においておとりいただきます。

- ② 入 浴…週に最低2回入浴していただけます。ただし、利用者の状態に応じ、入浴介助、特別浴または清拭となる場合があります。
- ③ 介 護…ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。  
着替え介助、排泄介助、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等
- ④ 機能訓練…必要に応じ訓練室等において機能回復訓練を行います。
- ⑤ 生活相談…常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
- ⑥ 緊急時の対応  
…体調の変化等、緊急の場合は必要な措置を行うとともに、ご家族の方に速やかに連絡いたします。
- ⑦ 安全管理…防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。
- ⑧ 療養食の提供  
…当施設では、通常のメニューのほかに医療上必要な場合等のために療養食をご用意しております。詳しくは職員にお尋ねください。料金は別途かかります。
- ⑨ 行政手続代行  
…行政手続の代行を施設において受け付けます。ご希望の際は、職員にお申し出ください。ただし、手続に係る経費は、その都度お支払いいただきます。
- ⑩ 所持品等の保管  
…特別な事情がある所持品等についてはお預かりいたします。ただし、預けることのできる所持品等の種類や量等に制限があります。詳しくは、職員にお尋ねください。
- ⑪ レクリエーション  
…日々のクラブ活動のほか、種々の行事が行われます。  
行事によっては、別途費用がかかるものもございます。詳しくは、その都度ご説明のうえご承諾をいただきます。
- ⑫ その他のサービス
  - ア 希 望 食 の 提 供…当施設では、通常のメニューのほかに希望食をご用意しております。ご利用の際は前日までにお申し出ください。
  - イ 理美容サービス…当施設では、理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。
  - ウ その他のサービス…介護保険以外のサービス等については、その都度お申し出を受けご相談させていただきます。サービスの内容によっては別途料金がかかります。

#### 4 利用料金

お支払いいただく料金の単価は、下記のとおりです。

##### ① 基本料金

〔施設利用料等〕

( ) 内は2割・3割負担

| 区 分   | 併設短期生活<br>多床室・従来<br>型個室        | サービス提<br>供体制強化<br>加算 II        | 短期生産性<br>向上推進<br>加算 II         | 介護職員等処<br>遇改善加算<br>I ロ       | 送迎加算<br>(片道)                |
|-------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|------------------------------|-----------------------------|
| 要支援 1 | 451 円<br>(902 円)<br>(1, 353 円) | 18 円/日<br>(36 円/日)<br>(54 円/日) | 10 円/月<br>(20 円/月)<br>(30 円/月) | 所定の単位数<br>に 17.6%を乗<br>じた単位数 | 184 円<br>(368 円)<br>(552 円) |

|       |                                 |  |  |  |  |
|-------|---------------------------------|--|--|--|--|
| 要支援 2 | 555 円<br>(1,110 円)<br>(1,665 円) |  |  |  |  |
|-------|---------------------------------|--|--|--|--|

＊サービス提供地域・・・深谷市、大里郡寄居町

＊送迎に要する費用・・・通常の送迎の実施地域を超えた場合は、実費

② 地域区分 7 級地 10. 17 円

③ 食費・居住費

食 費…………朝食 320 円、昼食 650 円、おやつ 60 円、夕食 515 円

居住費…………多床室料金 915 円／個室料金 1,231 円

④ 喫茶参加費…1 回当たり 50 円

⑤ クラブ参加費…1 回当たり 100 円

⑥ その他…療養食、行政手続代行費用、行事参加費、希望食、理美容費等は、別途料金がかかります。

⑦ 利用の中止

ア) 利用開始前にご利用者の御都合によりサービスを中止する場合、当日 9 時まで施設へ直接ご連絡をお願いいたします。

イ) 利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数をもとに計算します。

※以下の場合には、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

⑧ 支払方法

毎回、短期入所生活介護の終了後、請求書をお渡ししますので、15 日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

## 5 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用申込み

まずは、お電話等でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。ご利用の予約は、1 か月前からできます。

「介護予防サービス計画」の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

### (2) サービス利用契約の終了

#### ① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に介護予防短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によ

り、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合……入所日の翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要支援認定区分が、自立（非該当）又は要介護と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合……死亡日の翌日

③ その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを15日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことができます。

なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

- ・利用者のやむを得ない事由により契約終了後の施設利用があったときは実費を請求します。

6 事故発生時の対応について

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村及び関係機関への連絡を行う等必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して取った措置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに講じます。

7 当施設のサービスの特徴等

（１）高齢者の人生の重みをしっかり受け止め、敬意を込めた介護を行います。

（２）施設での生活

- ・個々の趣味等の充実が図れるよう、クラブ活動・レクリエーションを行います。
- ・日常生活に密着したリハビリテーションを行います。
- ・常設喫茶の充実～くつろげる空間への配慮をします。

8 第三者による評価の実施状況

|               |       |        |                  |
|---------------|-------|--------|------------------|
| 第三者による評価の実施状況 | 1. あり | 実 施 日  |                  |
|               |       | 評価機関名称 |                  |
|               |       | 結果の開示  | 1. あり      2. なし |
|               | ②. なし |        |                  |

9 虐待防止に関する事項

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

10 緊急時の連絡先

|        |    |                  |  |
|--------|----|------------------|--|
| 緊急連絡先① |    | 契約書別紙1の緊急連絡先①と同じ |  |
|        | 氏名 |                  |  |

|                           |      |  |
|---------------------------|------|--|
|                           | 住所   |  |
|                           | 電話番号 |  |
|                           | 続柄   |  |
| 緊急連絡先② 契約書別紙 1 の緊急連絡先②と同じ |      |  |
|                           | 氏名   |  |
|                           | 住所   |  |
|                           | 電話番号 |  |
|                           | 続柄   |  |

○相談、要望、苦情等の窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記までお申し出ください。

|            |                                                                                                                                                                                                    |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ☆サービス相談窓口☆ |                                                                                                                                                                                                    |
| 1          | <p>特別養護老人ホーム ふじさわ苑</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受付担当者 島崎 保</li> <li>・第三者委員 清水 利夫<br/>小林 三知子</li> </ul> <p>電話番号 048— 571 — 1230<br/>(受付時間 9時から18時)</p>                               |
| 2          | <p>市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大里広域市町村圏組合介護保険課<br/>電話番号 048— 501 — 1330</li> <li>・深谷市役所長寿福祉課<br/>電話番号 048— 574 — 8544</li> <li>・寄居町役場健康福祉課<br/>電話番号 048— 581 — 7718</li> </ul> |
| 3          | <p>埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課</p> <p>電話番号 048— 824 — 2568</p>                                                                                                                                            |